

国立大学法人佐賀大学施設等設計業務プロポーザル実施要領  
(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 佐賀大学における施設整備事業に伴う、設計業務に係るプロポーザルの実施方針については、国立大学法人佐賀大学会計規則（平成16年4月1日制定）その他の規程・規則又はこれらに基づく特段の定めによるほか、この要領の定めるところによる。

(標準型プロポーザル方式の実施規程等の準用)

第2条 設計者選定のための標準型プロポーザルの実施に係る本要領の運用においては、標準型プロポーザル方式の実施について（文教施設部長通知文施指第173号平成11年3月31日）及び「標準型プロポーザル方式の実施について」の運用について（文教施設部指導課監理室長通知11施指第21号平成11年3月31日）の規定を準用するものとする。  
なお、同規程中「会計法」を「国立大学法人佐賀大学会計規則」と、契約担当官等を「契約担当職員」と読替えるものとする。

(公募型及び簡易公募型プロポーザル方式の実施規程等の準用)

第3条 設計者選定のための公募型及び簡易公募型プロポーザルの実施に係る本要領の運用においては、公募型及び簡易公募型プロポーザルの実施について（文教施設部長通知文施指第174号平成11年3月31日）の規定を準用するものとする。  
なお、同規程中「会計法」を「国立大学法人佐賀大学会計規則」と、「契約担当官等」を「契約担当職員」と読替えるものとする。

(簡易公募型プロポーザル方式（拡大）の実施規程等の準用)

第4条 設計者選定のための簡易公募型プロポーザル（拡大）の実施に係る本要領の運用においては、簡易公募型プロポーザル方式（拡大）の試行について（平成11年9月19日付け19文科施第220号文教施設企画部長通知）及び簡易公募型プロポーザル方式（拡大）の手続きについて（平成19年9月19日付け19施企第19号文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知）の規定を準用するものとする。  
なお、同規程中「会計法」を「国立大学法人佐賀大学会計規則」と、「契約担当官等」及び「支出負担行為担当官」を「契約担当職員」と読替えるものとする。

(環境配慮型プロポーザル方式の実施規程等の準用)

第5条 建築物の新築、増築又は大規模な改修等に係る設計業務を発注する場合は、原則として、温室効果ガスの削減等に配慮した環境配慮型プロポーザル方式を実施するものとする。環境配慮型プロポーザル方式の手続きについては、設計業務における環境配慮型プロポーザル方式の実施等について（平成20年3月31日付け19文科施第508号大臣官房文教施設企画部長通知）及び設計業務における環境配慮型プロポーザル方式の手続きについて（平成20年3月31日付け19施

施企第36号文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知)の規定を準用するものとする。

(プロポーザル方式の手続)

第6条 プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の特定手続については、プロポーザル方式の手続について(文教施設部指導課監理室長通知11施指第20号平成11年3月31日)の規定を準用するものとする。  
なお、同規程中、「契約担当官等」及び「支出負担行為担当官」をそれぞれ「契約担当職員」と読替えるものとする。

附則

この要領は、平成16年4月1日から実施し、平成16年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成30年2月1日から適用する。